

## 岩倉市子育て短期支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者（以下「保護者」という。）が疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設その他保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育し、及び保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体及び事業の委託)

第2条 この事業は、岩倉市が実施するものとし、事業の一部を児童福祉施設等を経営する社会福祉法人又は他の地方公共団体に委託する。

### (事業の種類及び内容)

第3条 この要綱に基づき実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 短期入所生活援助事業 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育及び保護を行う。
- (2) 夜間養護等事業 保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

### (対象者)

第4条 前条第1号の事業の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者の疾病、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上の事由により、養育が一時的に困難となった当該児童
- (2) 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由により、養育が一時的に困難となった当該児童
- (3) 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由により、養育が一時的に困難となった当該児童

(4) 経済的問題等により緊急一時的な保護が必要になったときにおける  
当該児童及びその母親

2 前条第2号の事業の対象者は、保護者が平日の夜間又は休日に仕事その他の理由により不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合における当該児童とする。

(実施施設)

第5条 この事業を実施する施設は、あらかじめ市長が指定した児童福祉施設等とする。

(利用の期間等)

第6条 利用の期間は、短期入所生活支援事業は原則として7日以内、夜間養護等事業はおおむね6月以内とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、実施施設と協議のうえ必要最小限度の範囲内でこれを延長することができる。

2 夜間養護等事業の利用時間は、午後10時までを基本分とし、引き続き宿泊を伴った場合の午後10時以降翌朝までについては宿泊分とする。

(利用の手続)

第7条 この事業を利用しようとする保護者又は緊急一時的に保護を必要とする母親（以下「申請者」という。）は、子育て短期支援申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに利用の要件、世帯の状況、利用しようとする期間及び実施施設の入所能力を調査し、必要と認めるときは、子育て短期支援決定通知書（様式第2）により、必要と認められないときは、子育て短期支援却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、実施施設の利用の決定をしたときは、当該施設の長に対し、子育て短期支援委託書（様式第4）により通知するものとする。

(緊急利用)

第8条 申請者は、緊急を要するため前条第1項の規定により利用の手続をすることが困難なときは、口頭により利用を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、緊急利用が必要と認められるときは、利用に必要な事項を聴取し、利用させるものとする。

3 前2項の規定により緊急利用したときは、速やかに前条に定める手続

をしなければならない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、第6条第1項ただし書の規定による利用期間の延長について準用する。

(退所)

第10条 申請者は、利用期間満了前に利用の要件がなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、利用期間が満了したとき、又は前項の報告があったときは、子育て短期支援解除通知書(様式第5)により申請者及び実施施設の長に通知するものとする。

(経費の支弁)

第11条 市長は、実施施設に対し、事業を実施するために必要な経費として別表第1に定める額を支弁する。

(経費の負担)

第12条 申請者は、事業に必要な経費のうち別表第2に定める額を負担するものとする。ただし、生活保護世帯及びこれに準ずる世帯については、別表第3に定める額を減免することができるものとする。

2 市長は、前項に規定する申請者の負担金の額を決定したときは、子育て短期支援負担金決定通知書(様式第6)により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知を受けたときは、市長の指定する日までに同項に定める負担金を納付しなければならない。

(送迎)

第13条 利用の際の送迎は、申請者が行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

支弁額表（短期入所生活援助事業）

利用児童の区分	事業単価（1人1日）
2歳未満の者・2歳以上18歳未満で慢性疾患の者	10,700円
2歳以上18歳未満の者	5,500円
緊急一時保護の母親	1,500円

支弁額表（夜間養護等事業）

利用区分	事業単価（1人1日）
夜間養護（基本分）	1,500円
夜間養護（宿泊分）	1,500円
休日預り	2,700円

別表第2（第12条関係）

利用者負担額表（短期入所生活援助事業）

利用児童の区分	事業単価（1人1日）
2歳未満の者・2歳以上18歳未満で慢性疾患の者	5,350円
2歳以上18歳未満の者	2,750円
緊急一時保護の母親	750円

利用者負担額表（夜間養護等事業）

利用区分	事業単価（1人1日）
夜間養護（基本分）	750円
夜間養護（宿泊分）	750円
休日預り	1,350円

別表第3（第12条関係）

減免額表（短期入所生活援助事業）

利用世帯の区分	利用児童の区分	減免額（1人1日）
生活保護世帯 （母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。）	2歳未満の者・2歳以上18歳未満で慢性疾患の者	5,350円
	2歳以上18歳未満の者	2,750円
	緊急一時保護の母親	750円
市町村民税非課税世帯 （母子家庭、父子家庭及び養育者世帯を含む。ただし、生活保護世帯として取扱われる世帯を除く。）	2歳未満の者・2歳以上18歳未満で慢性疾患の者	4,250円
	2歳以上18歳未満の者	1,750円
	緊急一時保護の母親	450円

減免額表（夜間養護等事業）

利用世帯の区分	減免額（1人1日）
生活保護世帯 （母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。）	夜間養護（基本分） 750円 夜間養護（宿泊分） 750円 休日預り分 1,350円
市町村民税非課税世帯 （母子家庭、父子家庭及び養育者世帯を含む。ただし、生活保護世帯として取扱われる世帯を除く。）	夜間養護（基本分） 450円 夜間養護（宿泊分） 450円 休日預り分 1,000円

様式第1（第7条関係）

子 育 て 短 期 支 援 申 請 書

年 月 日

岩倉市長殿

申請者 住所

氏名

電話

次のとおり子育て短期支援を申請します。

児童氏名	男・女			生年月日	年 月 日生
緊急一時保護者氏名				生年月日	年 月 日生
家 族 構 成	氏 名	性別	生年月日	職 業	状 況
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
養育・保護を 要する期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 日間）				
養育・保護を 要する事由					
緊急時の連絡 先					
在籍学校等	幼稚園・保育園 学校 年生				
養育上留意す る事項					

添付書類 1 健康診断書

2 健康保険証の写し

子育て短期支援決定に係る利用者負担の調査のため、私とその家族の課税状況につき、貴福祉事務所長が税務関係当局に報告を求めることに同意します。

氏 名

様式第2（第7条関係）

子 育 て 短 期 支 援 決 定 通 知 書

年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで申請のありました子育て短期支援については、次のとおり決定します。

児童氏名	男・女	生年月日	年 月 日生
緊急一時保護者氏名		生年月日	年 月 日生
養育・保護決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 日間）		
実施施設	施設名 住 所 電 話		
利用負担額	日額 円（減免額 円） <u>差引負担額（日額）</u> 円 ただし、医療、教育費及び移送に関する経費は別途実費とします。		
決定理由			
利用に当たっての条件等			

様式第3（第7条関係）

子 育 て 短 期 支 援 却 下 通 知 書

年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで申請のありました子育て短期支援については、次のとおり却下します。

児童氏名	男・女	生年月日	年 月 日生
緊急一時保護者氏名		生年月日	年 月 日生
申請期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 日間）		
却下理由			
備考			

様式第4（第7条関係）

子 育 て 短 期 支 援 委 託 書

年 月 日

様

岩倉市長

このことについて、次のとおり子育て短期支援を決定しましたので、貴施設に実施を委託します。

児童氏名	男・女	生年月日	年 月 日生
緊急一時保護者氏名		生年月日	年 月 日生
養育・保護決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 日間）		
実施施設	施設名 住 所 電 話		
利用負担額	日額 円（減免額 円） 差引負担額（日額） 円 ただし、医療、教育費及び移送に関する経費は別途実費とする。		
決定理由			
利用に当たっての条件等			

様式第5（第10条関係）

子 育 て 短 期 支 援 解 除 通 知 書

年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで決定しました子育て短期支援については、次のとおり解除します。

児童氏名	男・女	生年月日	年 月 日生
緊急一時保護者氏名		生年月日	年 月 日生
養育・保護決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 日間）		
実施施設	施設名 住 所 電 話		
利用負担額	日額 円（減免額 円） 差引負担額（日額） 円 合計 円		
備 考			

様式第6（第12条関係）

子 育 て 短 期 支 援 負 担 金 決 定 通 知 書

年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで実施しました子育て短期支援に係る負担金は次のとおりです。

児童氏名	男・女	生年月日	年 月 日生
緊急一時保護者氏名		生年月日	年 月 日生
実施期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 日間）		
実施施設			
利用負担額	日額 円（減免額 円） 差引負担額（日額） 円 合計 円（ 月 日までにお支払いください。）		
備考			